

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号		管舎役 27		科 項 目 目 目 細分		防衛力基盤強化推進費 管舎費 管舎維持費(雑役務費)		
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄						
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係		
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課 長 等	補 佐	供 用 官	係									
										契約 方式		一 般 指 随 名 意		根 拠 法 令		会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号		
行 為 名 称		算 出 内 訳			時期、場所、人員、その他					選 定 業 者				契 約 条 件				
廃棄物等の収集運搬処理		内訳書のとおり			仕様書のとおり													
										予 定 価 格		総 額		算 出 の 基 礎				
総 額										調達説明 日 時		年 月 日 時 分						
備考										入札日時		年 月 日 時 分						
課室名		管理施設課			要求者氏名		恒吉 住直		電話番号		2070							

調達要求 番号		内 訳 書				
管舎役 27						
番号	品 名	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額
1	廃棄物等の収集運搬処理					
2	廃棄物等収集運搬費		台	383		
3	一般廃棄物処分手数料	燃せるごみ	Kg	210,180		
4	産業廃棄物処分手数料	不燃ごみ	Kg	19,435		
5	産業廃棄物処分手数料	瓶・缶・ペットボトル	Kg	8,657		
6	産業廃棄物処分手数料	容器包装プラスチック	Kg	8,947		
7	産業廃棄物処分手数料	有機物付着容器包装プラスチック	Kg	13,580		
8	資源物処分手数料	オフィス古紙	Kg	24,789		
9	資源物処分手数料	新聞・雑誌・ダンボール	Kg	119,655		
10	資源物処分手数料	古着類	Kg	1		
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
小 計						
合 計						

仕 様 書

品 名	予定数量	調達要求番号	管舎役 2 7
		備 考	
廃棄物等の収集運搬処理	内訳書のとおり	別表、別図	

1 適用範囲

本仕様書は、防衛大学校から排出される廃棄物等の収集運搬処理について適用する。

2 役務に関する引用文書及び関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、見積書又は入札書の提出時における最新版とする。

(1) 引用文書

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）」

(2) 関連文書

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

（平成 7 年 6 月 16 日法律第 112 号）」

「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（平成 5 年 4 月 1 日横須賀市条例第 21 号）

3 資格等

この役務を実施する契約相手方は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 1 4 条第 1 項及び第 6 項の規定により許可を受けており、自らの事業範囲を証すものとし、許可証の写しを提出しなければならない。なお、許可事項に変更のあった場合も同様とする。

4 役務に関する期間及び内容

(1) 作業期間及び作業時間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日の間、収集予定日の 8 時 0 0 分から 1 2 時 0 0 分までの時間帯で作業完了することを原則とする。

(2) 役務内容

ア 収集予定日及び収集場所

収集予定日及び収集場所は、別表及び別図によるものとし、収集予定日及び収集場所に変更がある場合は、契約担当官等が別途指示する。なお、ごみ箱の周囲の清掃も併せて行う。

イ 廃棄物等の種類

区 分	種 類	主な内容物
一般廃棄物	燃せるごみ	紙くず類、野菜くず、厨芥類
産業廃棄物	不燃ごみ	ゴム類、文房具類、塗料缶類、金属くず、プラスチック類、発泡スチロール

産業廃棄物 (続き)	瓶・缶・ペットボトル	飲料物の容器、缶容器類、スプレー缶
	容器包装プラスチック	トレイ、パック、カップ、プラスチックボトル、プラスチックチューブ、包装の袋、発泡スチロールを除く緩衝材
	有機物付着容器包装プラスチック	食堂から排出するトレイ・パック・チューブ類に食材が付着したもの
資源物	オフィス古紙	シュレッダー紙
	新聞、雑誌、ダンボール	新聞、雑誌、ダンボール
	古着類	古着、タオル等

5 監督・検査

検査官等が実施する。

6 受託者の責任

- (1) 受託者は、作業責任者及び作業員の名簿を契約担当官等に通知する。
- (2) 廃棄物等の運搬に使用する車両は、積載量2トン積みのロードパッカー車を基準とし、乗入れ車両を契約担当官等に通知する。
- (3) 作業責任者は収集終了後、搬出票(二部)を契約担当官等に提出し、搬出票に署名等をしたのち一部を所持する。
- (4) 受託者は完了届とともに、処分した廃棄物等の計量票を契約担当官等に提出するものとする。
- (5) 受託者は産業廃棄物の処理終了後、速やかにマニフェストを契約担当官等に提出する。なお、マニフェスト用紙については、契約相手方が準備するものとする。
- (6) 既施設等の保護には十分注意すること。万一、破損又は汚損させた場合は、受託者の費用負担において速やかに補修等を行い、原状回復する。

7 守秘義務の遵守

受託者、作業責任者、作業員は、業務上知り得た業務内容に関する情報を第三者に漏らしてはならない。なお、契約終了後及び契約解除後も同様とする。

8 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- (2) 受託者は仕様書内容を十分理解し、作業員等に周知徹底する。
- (3) 校内における車両の運行は、校内の道路標識に従い行うこと。
- (4) 校内における喫煙は、指定場所で行うこと。

令和7年度 廃棄物等の収集予定日

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	■	▲ ★	○	△			○	▲ ★	●	○	△			○	■		○	△			○	▲ ★	●	○	△						
5月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
							▲ ■	○	△			○	▲	●	○	△			○	■	★	○	△			○	▲		○	△	
6月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
		○	■		○	△			○	▲		○	△			○	■	●	○	△			○	▲	★	○	△			○	
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
8月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	△			○	▲	■	○	△									○	▲ ■	●	○	△			○	■		○	△			
9月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	○	▲		○	△			○	■		○	△				▲	●	○	△			○		■	○	△			○	▲	
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
11月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
				■		○	△			○	▲ ★	●	○	△			○	■		○	△				▲ ★		○	△			
12月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	○	■		○	△			○	▲		○	△			○	■	●	○	△			○	▲	★	○	△					
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
2月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
		○	■		○	△			○	▲		○	△			○	■	●	○	△				▲	★	○	△				
3月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
		○	■		○	△			○	▲	●	○	△			○	▲	■	△				○	■	●	○	△			○	▲

1. 一般廃棄物(○燃せるごみ:89日)

2. 産業廃棄物(●不燃ごみ:14日)、(■瓶・缶・ペットボトル:30日)(▲容器包装プラスチック:32日)、(★有機物付着容器包装プラスチック:15日) 計91日

3. 資源物(△リサイクル紙・古着類:49日)

合計229日

※資源物については、収集車1台では積みきれないため追加台数を要する。

別 図

